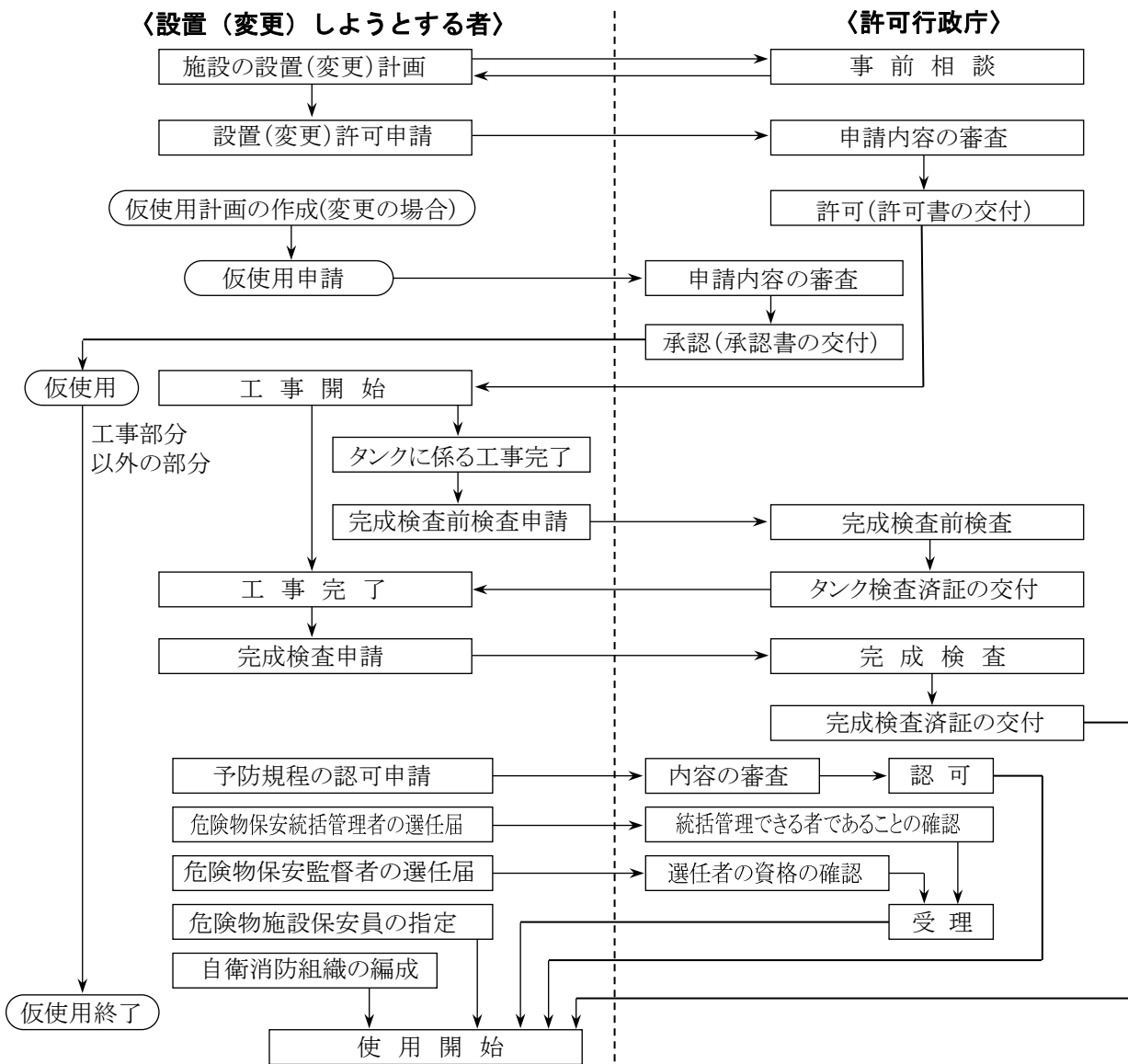


第 2 危険物規制に関する事務処理の状況

1 危険物施設の計画から使用開始まで

危険物施設を設置し、又は既存危険物施設の位置、構造又は設備を変更する場合は、市町村長等の許可を受けなければなりません。この許可は、設置者等の申請に基づいて行政庁がその位置、構造及び設備について審査し、基準に適合している場合に与えられます。

また、この許可を受けた者は、工事完了後に行政庁が行う完成検査を受け、法令に定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ施設を使用することができません。このほか、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、完成検査を受ける前に完成検査前検査を受けなければなりません（第 11 図参照）。



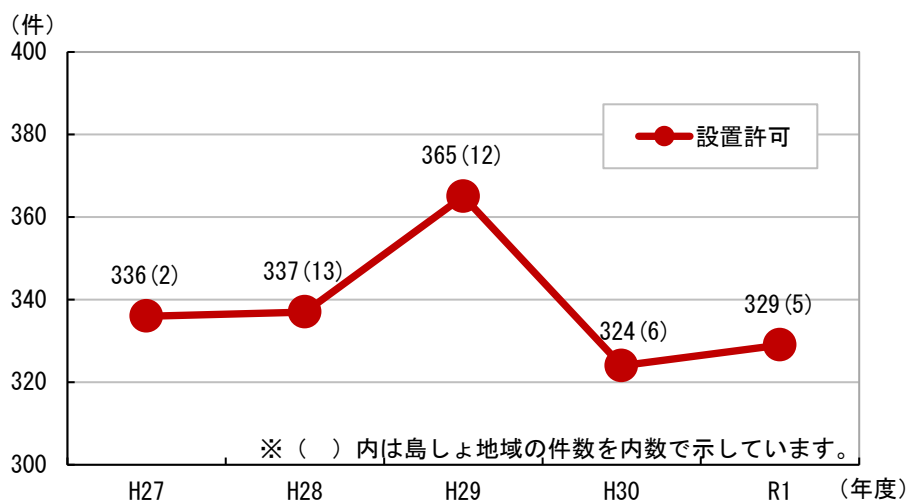
第 11 図 計画から使用開始まで

2 危険物規制に関する各種申請

(1) 危険物施設の設置

危険物施設を設置し、又は変更しようとする者は、施設ごとに許可を受けなければなりません（法第 11 条第 1 項）。

東京消防庁管内及び島しょ地域における設置許可の申請件数の推移は第 12 図のとおりです。令和元年度は設置許可が 329 件で前年度より 5 件増加しています。

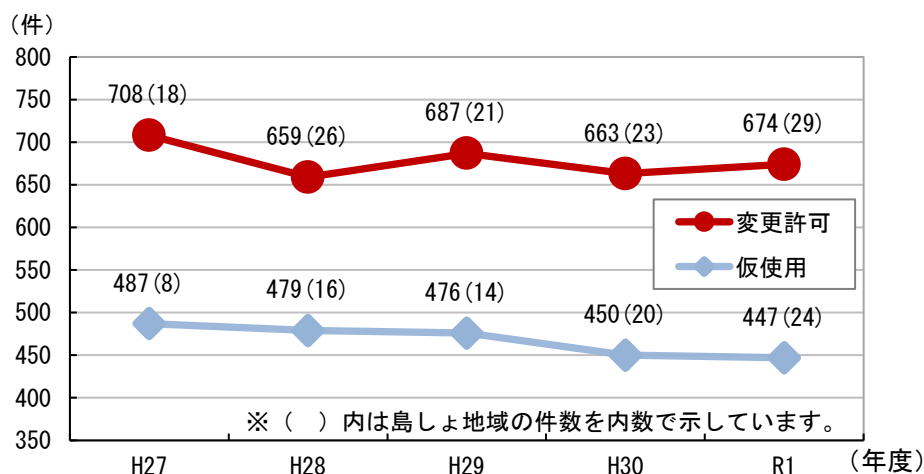


第 12 図 危険物施設の設置許可件数の推移（最近 5 年間）

(2) 変更許可及び仮使用の承認

危険物施設の変更許可を受けた者は、完成検査済証の交付後でなければ施設を使用することができません。ただし、市町村長等の承認を受ければ、変更工事に係る部分以外の部分について、完成検査前であっても仮に使用することができます（法第 11 条第 5 項）。

変更許可の申請件数及び仮使用の承認件数は概ね横ばいとなっており、令和元年度は変更許可が 674 件で前年度より 11 件増加、仮使用が 447 件で前年度より 3 件減少しています（第 13 図参照）。

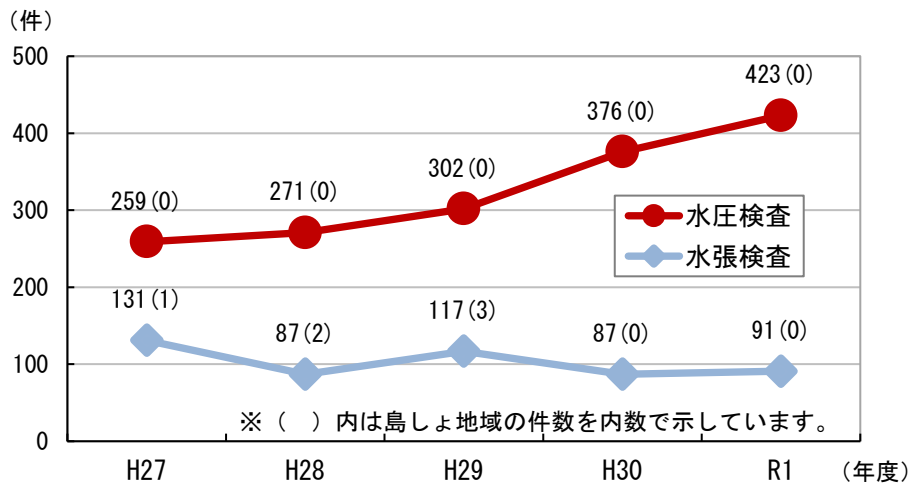


第 13 図 変更許可件数及び仮使用の承認件数の推移（最近 5 年間）

(3) 完成検査前検査の実施

液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、完成検査を受ける前に完成検査前検査を受けなければなりません（法第 11 条の 2 第 1 項）。完成検査前検査には、主に基礎・地盤検査、溶接部検査、水張検査及び水圧検査があります。検査の結果、基準に適合している場合、基礎・地盤検査及び溶接部検査には適合している旨の通知書が、水張検査及び水圧検査にはタンク検査済証が交付されます。

令和元年度の水張検査の実施件数は 91 件で前年度より 4 件増加し、水圧検査の実施件数は 423 件で前年度より 47 件増加しています。最近 5 年間の推移をみると、水張検査は概ね横ばい、水圧検査は増加傾向にあります（第 14 図参照）。

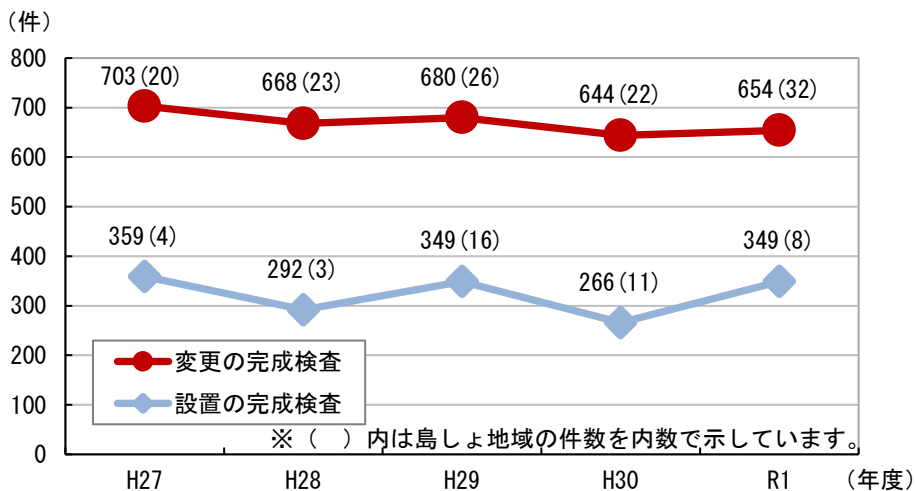


第 14 図 完成検査前検査の実施件数の推移（最近 5 年間）

(4) 完成検査の実施

危険物施設の設置又は変更の工事が完了し使用する前に、完成検査を受けなければなりません（法第 11 条第 5 項）。検査の結果、基準に適合している場合は、完成検査済証が交付されます。

完成検査の実施件数の推移は第 15 図のとおりで、令和元年度は設置の完成検査が 349 件で前年度より 83 件増加し、変更の完成検査は 654 件で前年度より 10 件増加しています。

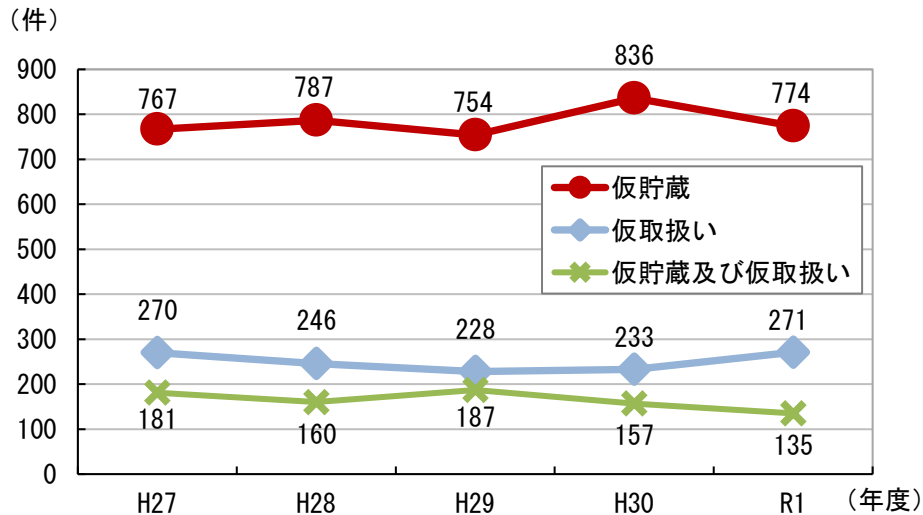


第 15 図 完成検査の実施件数の推移（最近 5 年間）

(5) 仮貯蔵及び仮取扱いの承認

一時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防長又は消防署長の承認を受ければ10日以内の期間に限り、許可施設以外で仮に貯蔵し、又は取り扱うことができます（法第10条第1項）。

仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数の推移は第16図のとおりであり、最近5年間をみるといずれも概ね横ばいとなっています。令和元年度の仮貯蔵の承認件数は774件で前年度より62件減少、仮取扱いの承認件数は271件で前年度より38件増加、仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数は135件で前年度より22件減少しています。



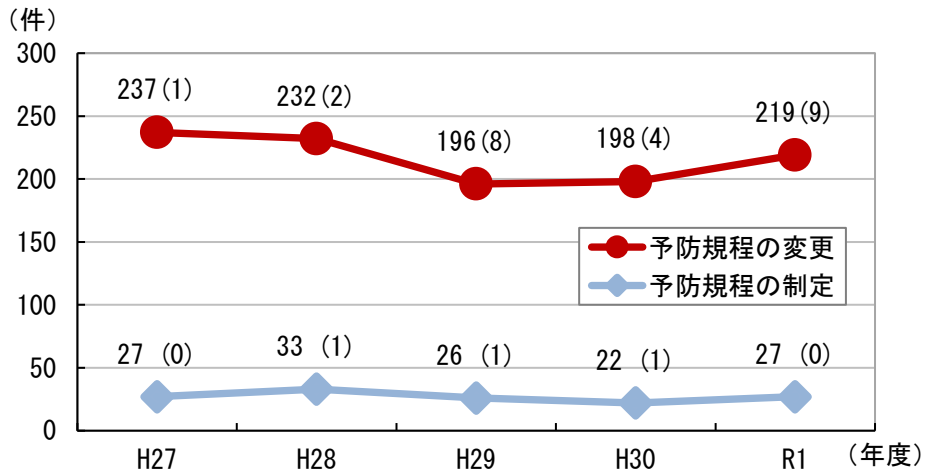
※ 「仮貯蔵」は貯蔵のみの承認、「仮取扱い」は取扱いのみの承認、「仮貯蔵及び仮取扱い」は貯蔵と取扱いを一連の工程として承認したものの件数を示しています。

第16図 仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数の推移（最近5年間）

(6) 予防規程の認可

危険物施設のうち一定規模以上の危険物施設の所有者等は、自主保安基準として予防規程を作成し、市町村長等の認可を受けなければなりません（法第14条の2第1項）。

予防規程の認可件数の推移は第17図のとおりであり、令和元年度は制定件数が27件で前年度より5件の増加、また変更件数は219件で前年度より21件の増加となっております。なお、令和2年3月末時点の東京消防庁管内及び島しょ地域における予防規程を定めなければならない施設数は第10表のとおりです。



※ () 内は島しょ地域の件数を内数で示しています。

第 17 図 予防規程の認可件数の推移(最近 5 年間)

第 10 表 予防規程を定めなければならない危険物施設 (令和 2 年 3 月末時点)

施設区分	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所	合計
施設数	24(0)	17(0)	87(24)	6(1)	1,025(58)	11(10)	776(18)	1,946(111)

※ () 内は島しょ地域の件数を内数で示しています。

(7) 保安検査の実施

液体の危険物を貯蔵する 10,000kL 以上の屋外タンク貯蔵所及び特定の移送取扱所は、定期的に市町村長等を行う保安に関する検査 (定期保安検査) を受けなければなりません (法第 14 条の 3 第 1 項)。また、1,000kL 以上の屋外タンク貯蔵所に不等沈下等が生じた場合も同様の検査 (臨時保安検査) を受けることとされています (法第 14 条の 3 第 2 項)。

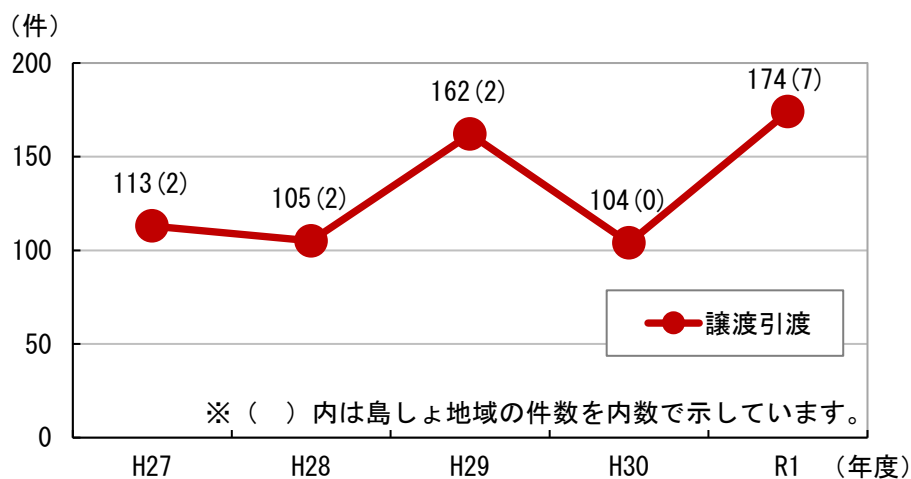
令和元年度末時点で定期保安検査実施対象施設はなく、臨時保安検査については令和元年度中は実施されませんでした。

3 危険物規制に関する各種届出

(1) 譲渡引渡届出

危険物施設の譲渡又は引渡があったときは、譲渡又は引渡を受けた者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければなりません（法第 11 条第 6 項）。

譲渡引渡届出件数の推移は第 18 図のとおりであり、令和元年度は 174 件で前年度より 70 件増加しています。

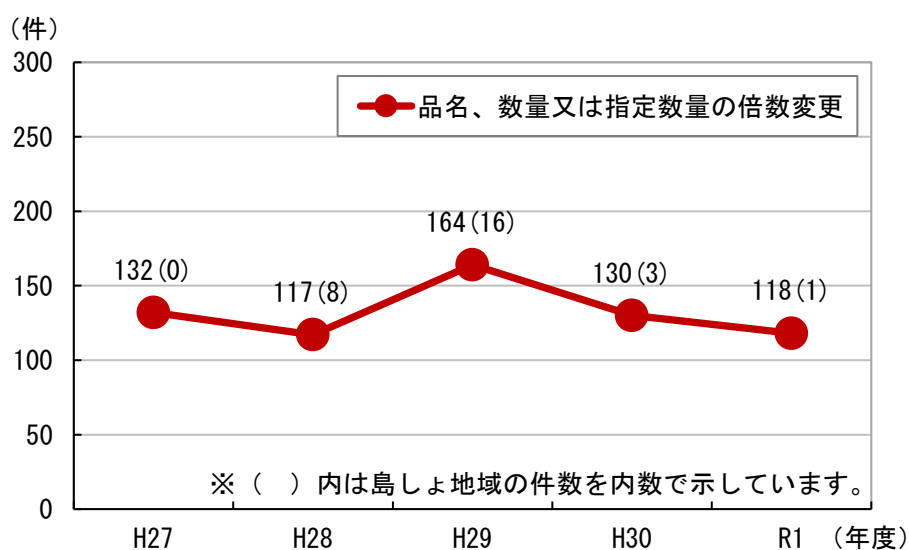


第 18 図 譲渡引渡届出件数の推移（最近 5 年間）

(2) 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出

危険物施設の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする者は、変更しようとする日の 10 日前までに、その旨を市町村長等に届け出なければなりません（法第 11 条の 4 第 1 項）。

品名、数量又は指定数量の倍数変更届出件数の推移は第 19 図のとおりであり、令和元年度は 118 件で前年度より 12 件減少しています。

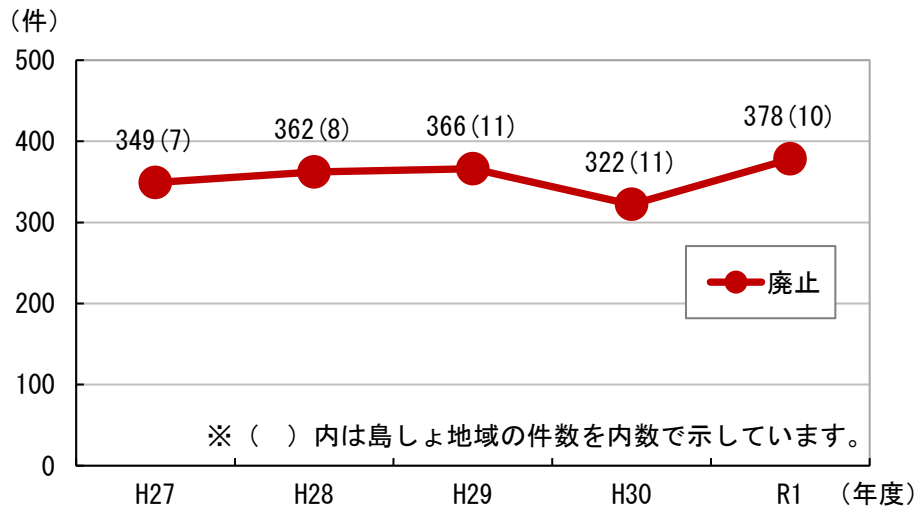


第 19 図 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出件数の推移（最近 5 年間）

(3) 廃止届出

危険物施設の所有者等は、当該施設を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければなりません（法第12条の6）。

廃止届出件数の推移は第20図のとおりであり、令和元年度の届出件数は378件で前年度より56件増加しています。



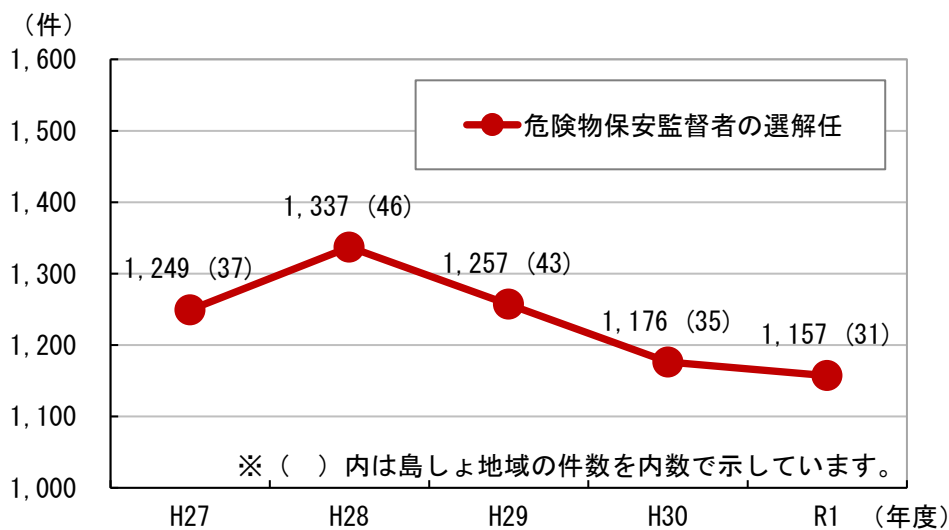
第20図 危険物施設の廃止届出件数の推移（最近5年間）

(4) 危険物保安監督者選任・解任届出

一定規模以上の危険物施設の所有者等は、甲種又は乙種危険物取扱者の中から6か月以上の危険物取扱いの実務経験を有する者を危険物保安監督者に選任し、その旨を市町村長等に届け出た上で、危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければなりません（法第13条）。

危険物保安監督者の選任・解任の届出件数の推移は第21図のとおりであり、令和元年度の届出件数は1,157件で前年度より19件減少しています。

なお、令和2年3月末時点、危険物保安監督者の選任を要する施設は5,265施設で、6,806名が選任されています。



第21図 危険物保安監督者の選任・解任届出件数の推移（最近5年間）

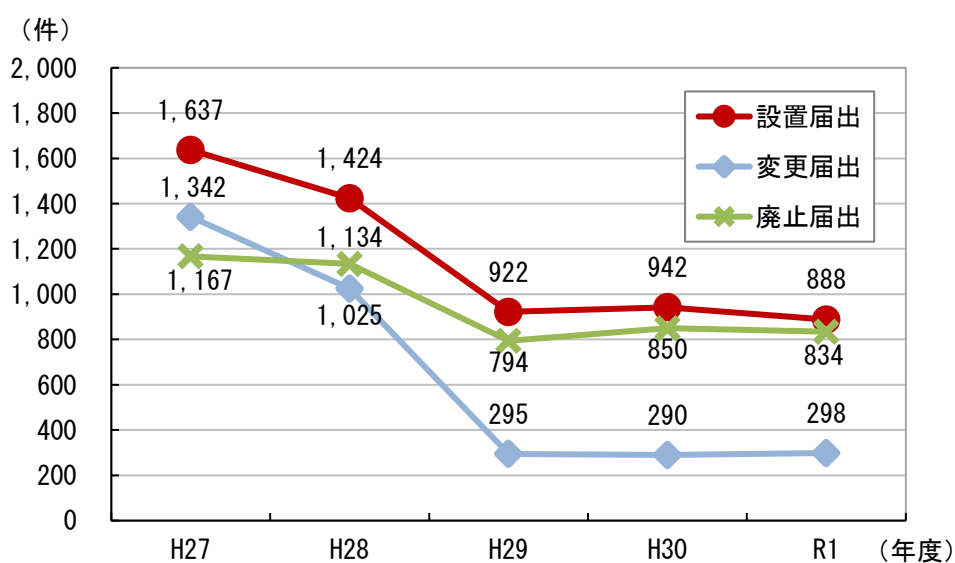
4 少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出

少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を設置しようとする者は、設置しようとする日の10日前までに消防署長に届け出なければならず、届出内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者も同様です（条例第58条第1項）。

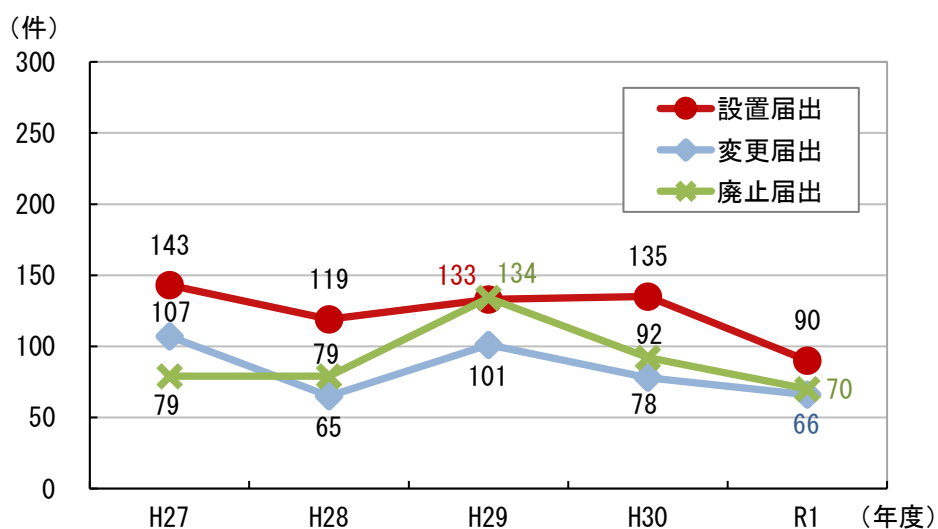
また、施設を廃止した者は、遅滞なくその旨を届け出なければなりません（条例第58条第5項）。

少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出件数の推移は第22図、第23図のとおりです。令和元年度の少量危険物貯蔵取扱所における届出件数は、設置が888件、変更が298件、廃止が834件となっています。

指定可燃物貯蔵取扱所における届出件数は、設置が90件、変更が66件、廃止が70件となっています。



第22図 少量危険物貯蔵取扱所の届出件数の推移（最近5年間）



第23図 指定可燃物貯蔵取扱所の届出件数の推移（最近5年間）

5 条例に基づく試験及び証明

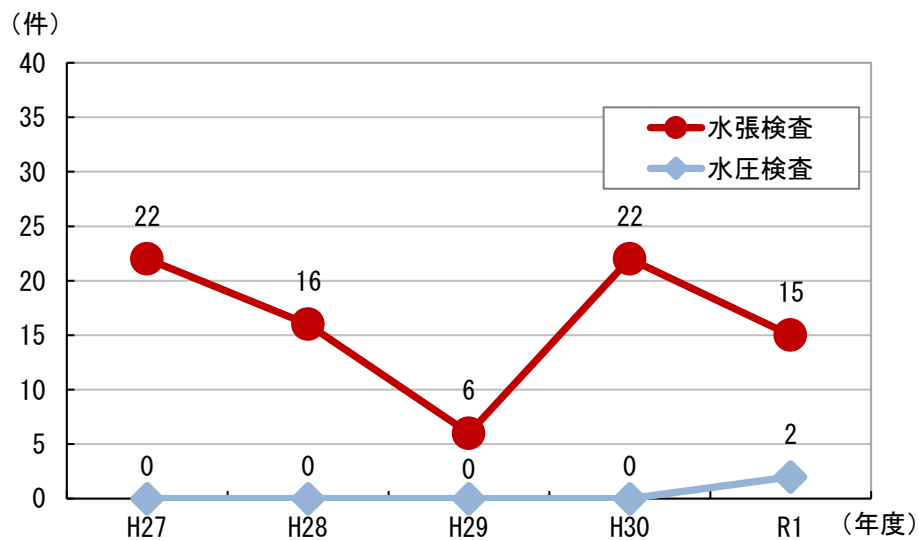
(1) タンク検査及び安全装置の機能検査

危険物や指定可燃物を貯蔵するタンクについて、条例に基づく水張検査又は水圧検査、タンクに設ける安全装置についての機能検査をそれぞれ実施し、その結果を証明しています（条例第63条第3項）。

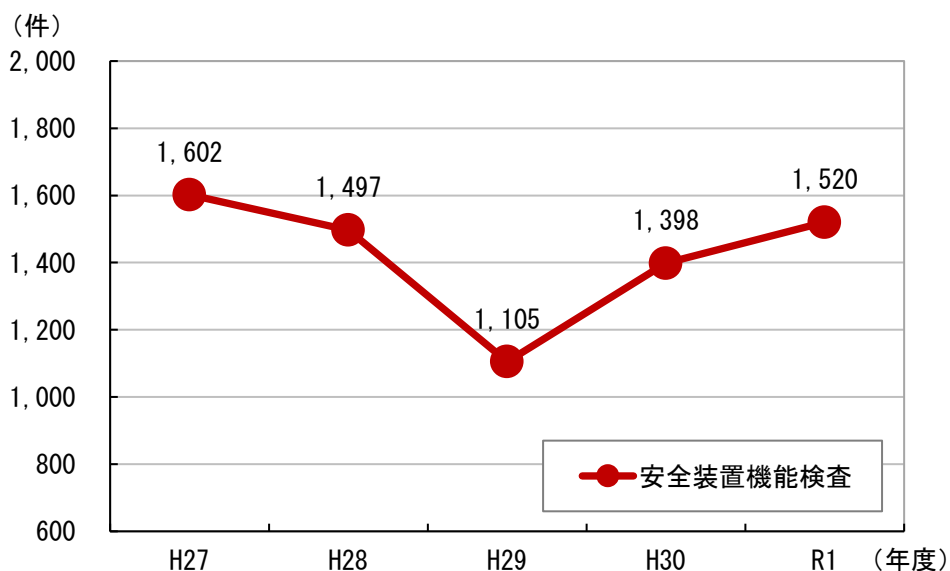
タンク検査及び安全装置機能検査の実施件数の推移は第24図、第25図のとおりです。

令和元年度の水張検査件数は15件で前年度より7件減少しており、水圧検査件数は2件で前年度より2件増加しています。

安全装置の機能検査件数は1,520件で、前年度より122件増加しています。



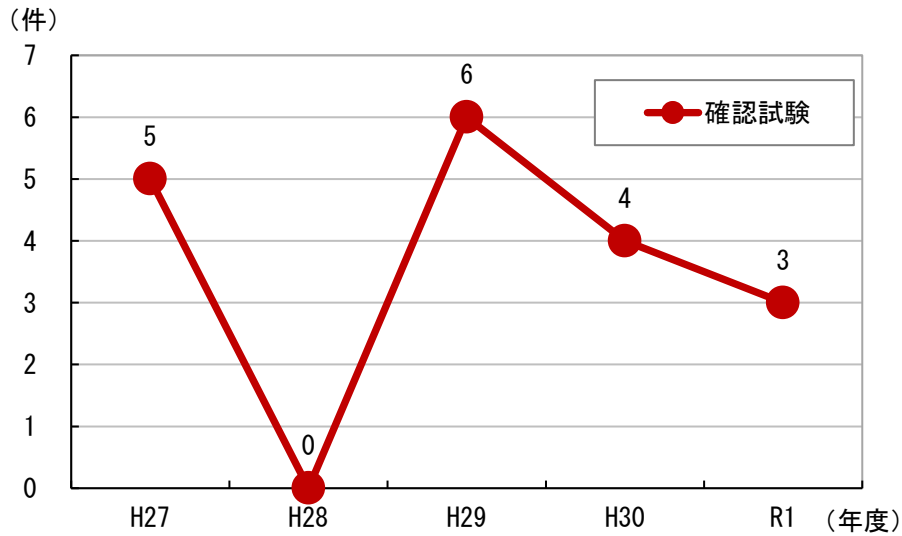
第24図 タンク検査の実施件数の推移（最近5年間）



第25図 安全装置機能検査の実施件数の推移（最近5年間）

(2) 危険物の確認試験

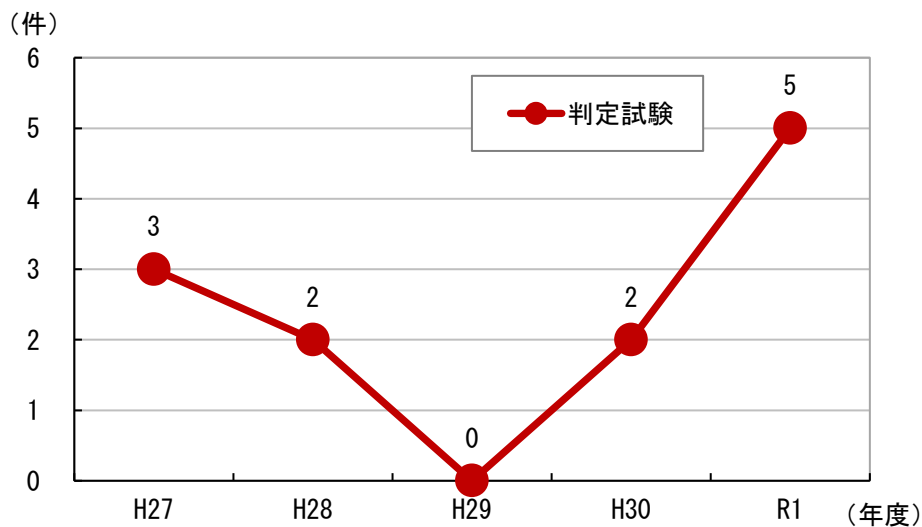
危険物又は危険物であることの疑いのある物品について、危険物に該当するか否か等を確認するための試験（確認試験）を実施し、その結果を証明しています（条例第 63 条第 4 項）。確認試験の実施件数の推移は第 26 図のとおりであり、令和元年度の実施件数は 3 件です。



第 26 図 確認試験の実施件数の推移（最近 5 年間）

6 危険物の判定試験

法第 16 条の 5 に基づき収去した物品が危険物に該当するか否か等を試験、判定し、法令違反を是正させるための基礎資料としています。判定試験の実施状況は第 27 図のとおりであり、令和元年度の実施件数は 5 件です。



第 27 図 判定試験の実施件数の推移（最近 5 年間）